

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書適合審査料金

【基本料金】

表1（一戸建ての住宅）

（税別）

適用する基準	一般	評価書等 利用の場合※
住宅事業主の判断の基準	¥20,000	¥10,000
一次エネルギー消費量等級4・5	¥30,000	¥15,000
断熱等性能等級 （平成25年基準）	¥20,000	¥10,000
省エネルギー対策等級4 （平成11年基準）	¥20,000	¥10,000

表2（共同住宅等）

（税別）

適用する基準	一般	評価書等 利用の場合※
省エネ住宅ポイント対象住宅基準	¥80,000+¥2,000×M	¥40,000+¥1,000×M
一次エネルギー消費量等級4・5	¥100,000+¥2,000×M	¥50,000+¥2,000×M
断熱等性能等級 （平成25年基準）	¥50,000+¥2,000×M	¥25,000+¥1,000×M
省エネルギー対策等級4 （平成11年基準）	¥50,000+¥2,000×M	¥25,000+¥1,000×M

M=審査戸数

※証明書が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数料は、当初の申請に係る手数料の額の2分の1とする。

※併用住宅は一戸建ての住宅の料金とする。

※評価書等とは、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書、技術審査適合証、フラット35適合通知書等を活用して外皮性能の審査省略できる場合をいいます。ただし、評価書等と異なる断熱性能による場合は一般料金となります。

・省エネ住宅ポイント対象住宅証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき¥1,000(税別)となります。